

期日指定定期預金

(自由金利型期日指定定期預金)

平成30年4月1日現在

1. 商品名	・期日指定定期
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・最長3年(据置期間1年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は支払日の1カ月前までに通知が必要です。 ・預入の申出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入となります。 ・1円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。(一部支いが可能です。ただし、1万円単位)
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利(預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。) ・自動継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年毎の複利計算とします。
7. 税金	・個人の利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合を除きます。)
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率で計算します。) ・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により、1年毎に複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 ・預-③-中途解約「定期預金の中途解約一覧(別表②)」をご参照ください。
11. 金利情報の 入手方法	・金利は、店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(平日9時~17時、フリーダイヤル:0120-858-455)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫の営業日に、営業店及び総務部、または全国しんきん相談所(平日9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
13. その他参考と なる事項	・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)



鹿沼相互信用金庫